新発田市新庁舎建設基本計画(案)への意見反映の状況

パブリックコメントによるもの

		Γ	T
意見	該当章	意反映の	意見の反映の内容
		区分	
建設事業にあた	第IV章	追加	4.新庁舎の整備手法
っての発注方式	事業計画	P 4 2	(1)設計者の選定
をどうするのか			設計を進めるにあたっては、設計者の優れた提
記すべきである			案に市の意見や市民の意見を反映させていくた
			め、これまでの実績や庁舎に関する提案を審査し
			設計者を選定するプロポーザル方式を採用するこ
			ととします。
			また、幅広い設計者からさまざまな優れた提案
			をいただきたいことから、公募型で実施します。
			(2)施工工事の発注方式
			施工工事の発注方式については、実施設計の段
			階で検討していくこととなります。
			また、市内業者の育成も重要な観点であること
			から、発注の際には十分配慮していくこととしま
			す。

市議会平成 23 年 12 月 2 日提出「報告書(新庁舎の機能について)」によるもの

意見	該当章	意反映の 区分	意見の反映の内容
(報告書全般)	第Ⅱ章 庁舎整備 の方針	修正 P 2 7	(3) 議会機能 ③ <u>議会特別委員会</u> 検討結果の反映:具体的な設計を 行うにあたり、 <u>市議会市庁舎建設特別委員会の最終</u> <u>調査報告書の</u> 内容をできるだけ反映させていくこと
			とします。
			(3) 議会機能 ③ <u>議会の</u> 検討結果の反映:具体的な設計を行うにあたり、 <u>市議会の検討</u> 内容をできるだけ反映させていくこととします。